

○財務省告示第六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十年十二月十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（五年）（第三百三十  
七回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第三条第一項並びに特別  
会計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十七条第  
一項及び第六十二条第一項  
三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

イ

ロ

六

イ

イ

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 法 入  
 札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 ・ 別 債 札 格 決  
 発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 定  
 行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 の

発 別 に ご 務 後 格 競  
 行 参 よ と 大 に 競 争  
 一 加 る に 臣 行 争 入  
 と 者 発 応 が わ 札 札  
 い ・ 行 募 各 れ 札 発  
 う 第 ( 限 国 入 の 行  
 ) II 以 度 債 入 募 一  
 非 下 額 市 札 入 と  
 価 一 を 場 特 あ 決 いう  
 格 国 債 定 め 別 参 っ 定 及  
 争 市 る も 加 者 財 た び  
 入 場 の 者 財 た び  
 札 特 の 者 財 た び

込 募 各 当 も 各  
 み 限 国 て の 申  
 の 度 債 る か 込  
 応 額 市 。 ら み  
 募 範 場 特 の う  
 額 を 囲 別 ち ち  
 を 割 内 参 募 募  
 り 割 り 加 額 を 価  
 当 割 者 額 を 格  
 て 割 者 額 を 格  
 る 。 お 一 順 次 の 高  
 。 各 一 割 高  
 申 各 割 高  
 応 各 割 高

公 必 億 つ 定 う 億 額  
 債 要 八 い に ち 円 面  
 の な 千 て 基 ` 金  
 発 財 三 は づ 財 額  
 行 源 十 ` き 政 一  
 の の 五 額 発 法 兆  
 特 確 万 面 行 第 六  
 例 保 円 金 し 四 千  
 に を ` 額 た 条 百  
 関 函 財 で 利 第 四  
 す る 政 千 付 一 百  
 法 め 運 九 国 債 の 七  
 律 の に 六 に 規 七

七						八																								
イ						ロ																								
払込金						払込金																								
行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国													
入	札	格	第	参	加	入	札	格	第	参	加	入	札	格	第	参	加													
札	格	第	参	加	場	札	格	第	参	加	場	札	格	第	参	加	場													
発	競	I				発	競	II				発	競	I																
争	額					争	額					争	額																	
六	三	三	一			で	た	条	特			で	た	条	特	四	面	行	十	二	は	づ	律	二	面	行	第			
万	千	万	兆			千	利	第	別			千	利	第	別	百	金	し	二	千	、	き	第	十	金	し	三			
円	五	円	六			百	付	一	会			五	付	一	会	九	額	た	条	九	額	発	四	万	額	た	条			
	百		千			六	国	項	計			十	国	項	計	十	で	利	第	百	面	行	十	、	四	付	第			
	五		六			十	債	の	に			八	債	の	に	万	兆	付	一	五	金	し	七	、	百	国	項			
	十		百			五	に	規	関			兆	に	規	関	八	八	国	債	の	五	額	た	利	第	十	、	九		
	三		四			億	つ	定	す			百	つ	定	す	百	八	に	規	定	万	三	付	一	会	計	四	に		
	億		十			円	い	に	基			八	い	に	基	十	十	に	規	定	千	百	国	債	の	に	億	九		
	千		五				、	づ	律			、	づ	律	第	八	十	に	規	定	、	百	債	の	に	規	定	す	に	
	八		億				額	き	第			額	き	第	四	億	十	に	規	定	八	十	に	規	定	す	に	五	千	
	百		三				面	発	行			面	発	行	十	九	は	づ	き	第	六	億	に	規	定	す	に	五	、	
	三		百				金	行	十			金	行	十	七	、	九	は	づ	き	第	六	億	に	規	定	す	に	五	、
	十		七				額	し	七			額	し	七		千	額	発	六	億	で	基	法	百	額	発				

ハ

九 八

振 額 最  
替 単 位

五 万 円

千 五 百 八 十 億 九 千 六 百 三 十 万 円

十 十

ロ イ 一

発 行 行 日

平 成 三 十 年 十 二 月 十 四 日

額 の 額  
面 そ の 面  
金 れ 金  
額 ぞ 額  
百 の 百  
円 の 円  
に 応 に  
つ 募 つ  
き 価 き  
百 格 百  
一 一  
円 円  
二 以  
銭 上

十 十

三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 行 日

年 ○ 一 パ 一 セ ン ト  
募 入 決 定 の 通 知 受 け た 者 は  
弘 込 金 額 に 加 え 第 二 十 号 に よ  
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に よ  
る 定 算 出 期 日 に 払 込 む の と す  
。 〇 一 パ 一 セ ン ト

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{85}{365}$$

平成三十一年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十五年九月二十日

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

平成三十年十二月十四日